

承認第 4 号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専決処分書

茨城県信用保証協会が求償権を行使し資金を回収した際に、市が回収納付金を受け取る権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のように専決処分する。

平成29年8月16日

かすみがうら市長 坪 井 透

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

(1) 放棄する権利の相手方

茨城県信用保証協会

(2) 放棄する権利の内容

回収納付金53,753円を受け取る権利

(3) 権利を放棄する理由

自治金融制度による資金の融資を受けた者の再生を支援するため、保証協会が求償権を株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に不等価譲渡するにあたり、保証協会が代位弁済による求償権を行使し資金を回収したときに受け取ることとしていた回収納付金額について、当該納付金を受け取る権利を放棄する。